

県境付近における事件発生時の緊急配備に関する隣接県警察との連携の強化
について

平成2年4月4日外発第1039号
捜一発第193号、防発第140号
公発第110号、交指発第163号
石川県警察本部長より各部・課・隊
・校・署長あて

最近の社会構造の急激な変化と、交通手段の高度な発展に伴う犯罪の広域化、スピード化に対処し、事件発生 of 初期的段階において犯人を検挙するためには、県境に隣接する警察署等の緊密な連携のもとに緊急配備等を効果的に運用することが極めて重要である。

このため、当県警察は隣接する富山県、福井県、及び岐阜県各警察との間に広域緊急配備要綱に基づき、同要綱に定める広域緊急配備対象事件以外の重要事件が県境付近において発生した場合の協定配備等に関して、下記のとおり、「県境付近における事件発生時の緊急配備等に関する協定」を締結したので、県境対策を強力に推進するとともに実行のあがるよう努められたい。

記

1 協定の内容

- (1) 別添「県境付近における事件発生時の緊急配備等に関する協定」のとおり
- (2) 石川県と岐阜県は、富山、福井各県と隣接しているが富山県と福井県は、隣接していないので、協定内容は同一であるが石川、岐阜、富山各県と石川、岐阜、福井各県の二ブロックに分けて協定を締結した。

2 協定の運用

この協定の運用については、広域緊急配備要綱に準じたものとする。

(1) 身柄の措置

広域緊急配備要綱第9（身柄の措置）のとおり

(2) 広域協定配備以外の警戒活動の依頼

この協定第4に定める警戒活動の依頼については、隣接警察署相互間で会議を開催するなどして警戒場所、方法等取決めるものとする。会議開催状況及び取決め事項については、警察本部外勤課長に報告すること。

県境付近における事件発生時の緊急配備等に関する協定

石川県警察、福井県警察及び岐阜県警察は、広域緊急配備対象時県以外の重要事件が県境付近において発生した場合の緊急配備等に関して、次のように協定する。

平成2年3月20日

石川県警察本部長

警視長 原 田 正 毅

福井県警察本部長

警視長 金 澤 章 夫

岐阜県警察本部長

警視長 遠 藤 豊 孝

以下(概要)

この協定は、相互に良好な関係の保持に努めるとともに、犯罪の広域化及びスピード化に対応するため、広域緊急配備対象時県以外の重要事件が発生した場合、広域緊急配備に準じた緊急配備（以下「広域協定配備」という。）を実施するなど、相互の連携を強化することにより効率的な警察力の展開を図り、もって被疑者を早期に検挙することを目的として定めたもの。